

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在の会社Bに事務職として入社した。

請求人によると、入社当日の平成〇年〇月〇日午前11時30分頃、社内のカウンターや机の角で左腰部及び左臀部をぶつけたものの、しばらく様子を見ていたが、その後も社内で頻繁に同一部位をぶつけ、痛みにより歩みにくい状態が続いたとしている。

請求人は、平成〇年〇月〇日C病院に受診し「骨盤痛、腰痛症」と診断され、さらに、平成〇年〇月〇日D病院に受診し「左股関節唇損傷（疑い）」と診断された。その後、E病院やF病院など複数の医療機関で加療を続けた結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後に障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認めたが、請求人には同一系列に既存の障害等級第14級の障害が存していたことから、加重には該当しないと判断し、支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超え、加重に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、左腰部及び左臀部の神経系統の障害について、主治医の診断書には「左股関節痛、左鼠径部痛、腸骨痛、大腿外側痛」とも書かれているから、これらの部位も障害の部位として認定すべきであると主張しているが、仮に、痛みの箇所が多くあっても、それぞれが関連を有している以上、局部の神経系統の障害として一括して評価し得ることから、障害等級の変更理由とはならない。

(2) また、請求人は、左股関節部には、MRI画像所見から股関節唇損傷が見られ医学的所見は明確であって、股関節唇が損傷していれば、疼痛があるのは当然であり、強度の疼痛により、長時間の座位・立位の継続が困難であるから、障害等級第12級の12（局部にがん固な神経症状を残すもの）と認定すべきであると主張しているので、検討する。

平成〇年〇月〇日にFクリニックで施行された股関節MRIにおいては、左股関節唇損傷と診断されているが、平成〇年〇月〇日にC病院で施行された股関節MRIにおいては、特記すべき異常なしと診断されており、一致した医学的所見が得られているとは認められない。そこで、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでFクリニック院長に対し、審理のための処分として、MRI画像(平

成○年○月○日、同年○月○日及び平成○年○月○日撮影分)の提出を求め、当審査会において当該MRI画像を改めて検討したところ、左股関節唇に明らかな損傷所見があることは確認された。しかし、当該損傷が請求人の主張する業務中の頻回の打撲が主たる原因となって発症することは医学的にみて考えにくい。したがって、障害等級第14級を超える障害であることを示す明確な根拠があるとは認められない。

(3) 左股関節の機能障害については、健側の右股関節との比較において可動域が3/4以下に制限されていないことに加え、障害認定に示す参考可動域と比較しても3/4以下に制限されていないことが認められる。また、請求人において、他動による関節可動域の測定が不適切であるとは認められない。以上から、股関節の機能障害は認められない。

(4) 既存障害の系列と今回の障害の系列は同じ神経系統の障害であり、障害等級も同じ第14級であることから加重障害に該当しない。

3 以上のおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級に該当する障害であるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。